

①措置中等児童の卒業後の居所について

準備会として、地域自立支援協議会内において、措置中等児童の移行調整の協議の場を設置する。
地域生活支援拠点についての緊急時や体験事業についても協議する

②医療的ケア児等の課題について

医療的ケア児等支援部会にて、再度全数調査を行いながら、レスパイトについてのご家族への支援や、人材育成（看護師等の担い手の育成、派遣など）を検討する。

③療育等資源へのコーディネート、児童発達支援事業所との連携

相談支援研修会において「療育」等についてのコーディネート、児童発達支援事業所との連携について検討を行う。

④計画相談支援の必要性、こぼさない支援の必要性

計画相談の優先度を検討する。委託相談支援事業所が困っていることについて、とりこぼさない伴走支援を検討する。

⑤多問題の世帯などに関わる多機関、職種の連携協働について、引き続き具体的な取り組みを実施、検証していく必要性。⑥公的な相談・サービスだけでは難しい部分を、地域のなかで支え合うインフォーマルな資源を開発していくことが必要。

地域福祉課が主催する「地域支援研究会」や、「地域共生プラン」のなかで取り組みを行っていく。
インフォーマル支援については、地域自立支援協議会においても、個別事案ごと検討を行う。